



男女共同参画推進委員会

第101回

平成30年度男女共同参画に関する作文・エッセイ 入選作品

【入賞】

よりよい社会にするために

第一中学校三年 神宮 咲

最近、東京医科大学で受験生への加点数などの不正が行われていたことを知りました。それは、女子学生だけに行われており、明らかな男女差別です。同性として差別に不満はありましたが、当事者ではないからかさほど気になりませんでした。しかし、ある出来事をきっかけに男女のあり方について考えるようになりました。

私は、小さい頃から兄の影響でサッカーをしています。先日、県内の中体連に所属する女子選手でサッカーをする機会がありました。そのときに、男子のチームとミニゲームをしたのですが、彼らは相手が女子だからといって笑いながらプレーしていたのです。確かに体の強さや背の高さなど、男子と女子では差があります。ですが、サッカーが好きという気持ちに差はありません。それなのに、女子を見下すような態度に私はもちろん、友人もとても怒っていました。なぜ、女子だからというだけで見下されるのか、私は腹立たしいと同時にとても疑問に思いました。

しかし、差別は女子だけの問題ではないようです。私には、小学校五年生のいとかがあります。彼と話をしているときに「男子って差別されているよね。」と言うので理由を聞いてみると、

「だって女子にばかり優しくしろっていうし、先生たちも男子にばかり怒るじゃない。」

それを聞いて女子ばかり差別されていると思っていた私は、男子からみると男子が差別されているように感じると知り、とても驚きました。ですが、お互いに差別されているのは自分たちだと主張していても何も変わりません。

では、私たちはどのようにしたら誰もが過ごしやすい社会になるのでしょうか。私が一番大切だと思うのは、お互いを尊重し合うことです。女性だから、男性だからといって見下すことなく女性の良さ、男性の良さを見つけてみてください。女性にはない意見を男性が、男性にはない意見を女性がというように、お互いの意見を出し合い、少しでも多くの人が理解を深めることが必要です。

また、お互いに協力し合うことも大切です。自分のできることを精一杯すれば、きっと男女関係なく認めてくれるはずです。女性のできないことを男性が、男性のできないことを女性がというようにお互いに補い、助け合いながら生活していくことが必要です。

このように、お互いが相手を尊重し、協力していくこと、それが誰もが過ごしやすい社会にするためにやらなければならない義務だと、私は思います。

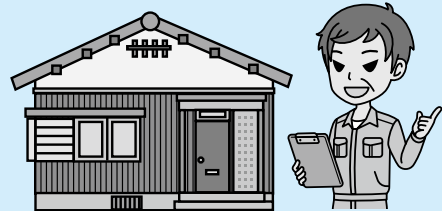
安中市消費生活センターからのお知らせ

不安をあまり契約させる

リフォーム工事の点検商法

【事例】

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約できない」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルはできない」と怒鳴られた。



【ひっかけアドバイス】

★住宅リフォーム工事などの勧誘が目的ということを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。

★点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家などに確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。

★訪問販売であれば、法定の契約書面を受け取ってから、8日以内であるなどの場合はクーリング・オフを行うことができます。

★そのほか、自然災害で壊れた箇所などを火災保険で修理ができるという工事を勧める業者が来てもすぐに契約せず、保険契約の内容を確認して、まずは、保険会社に相談しましょう。

資料提供…独立行政法人国民生活センター

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じる事があつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。
相談日時▼月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時

☎38212228